

八戸都市計画地区計画の変更(八戸市決定)

八戸都市計画八戸駅西地区計画を次のように変更する。

名称	八戸駅西地区計画	
位置	八戸市大字尻内町字根市内矢沢、字三条目、字法霊、字内田、字メドツ河原の全部 大字尻内町字矢沢、字鼠田、字中崎、字明戸、字人形場、字内矢沢、 字鴨ヶ池、字上谷地、字高田、字中道、字中根市、字下根市、 字張田、字直田、字館田、字新井田新田の各一部 大字櫛引 字鮫ノ口、字高田の各一部 大字長苗代字上碓田、字天狗柳の各一部	
面積	約 96.7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地から西方約5kmに位置し、地区の北側に国道454号、地区の中央に一級河川浅水川が東西に流れ、八戸市の玄関口である東北新幹線八戸駅の西側に隣接した区域である。</p> <p>現在、「人が集まり、歩くことが楽しいと感じるまちづくり」をテーマとして、土地区画整理事業による基盤整備が進められ、広域的なゲートとしてふさわしい土地の有効利用が求められている。</p> <p>また、地区内には小学校、中学校、児童館、幼稚園、保育園、更に地区に隣接して高等学校が立地する文教地区となっており、健全で良好な環境づくりが必要である。</p> <p>このため、本地区計画により交通結節点機能を活かした観光・商業・業務の活気あふれる場の創出を図るとともに、魅力あるまちづくりの実現に向けて建築物等の適切な配置及び立地誘導を図り、ゆとりとうるおいのある環境形成に資することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、広域的な交流拠点としての機能を充実させるとともに、水と緑に恵まれた環境の整備・保全を図り、健全で活力のある市街地の形成を図る。</p> <p>①駅西センター地区 交通結節点としての立地を活かした観光・商業・業務・サービス機能を導入するとともに、人が集まり歩くことが楽しいと感じる空間を創出するため、シンボルロードからの車両乗り入れをせず連続性のある歩行者空間の確保を図る地区</p> <p>②沿道地区 周辺の居住環境と調和し、大規模な店舗や事務所などの立地にも配慮した良好な環境の形成を図る地区</p> <p>③うるおい誘導地区 周辺との調和に配慮し、豊かな緑とゆとりを実感できる快適な居住環境の形成を図る地区</p>
	建築物等の整備の方針	<p>八戸駅の広域ゲート機能を活かした都市拠点として、観光・商業・業務・サービス等の機能集積を促進し、安全性や快適性及び街並みの景観に配慮した都市環境の形成を進めるため、調和のとれた街並みと開放的なスカイラインを確保して、緑豊かなゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>また、都市計画道路3・1・1号駅西中央通り線沿線では、シンボルロードとして良好な歩行者空間を確保するとともに、周辺との調和に配慮した賑わいと活気のある環境の形成を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	駅西センター地区
		区分面積	約7.8ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。 ①マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ②自動車教習所 ③倉庫業を営む倉庫 ④畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの) ⑤工場(建築基準法別表第二(と)項第2号及び第3号、(ぬ)項第3号、並びに(る)項第1号に掲げるもの) ⑥危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築基準法別表第二(と)項第4号に掲げるもの) ⑦都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線、3・4・27号松森高田線又は3・4・28号上谷地内田線に接する敷地内の建築物で当該道路に面する部分を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業の用に供するもの ⑧都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に接する敷地内の建築物で1階部分のうち当該道路に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は建築物に附属しない自動車庫の用に供するもの	
	建築物等の高さの制限	建築物等の高さの最高限度は24m以下とする。	
	建築物の敷地面積の最小限度	建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。 ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。	
	建築物等の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、以下のとおりとする。 ①都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側にあつては0.5m以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 イ. 地階を除く階数が2以上の建築物について平屋建ての部分を除く1階部分 ロ. 建築物に附属する自動車庫 ハ. 床面積の合計が50㎡以内の平屋建ての附属建築物 ②その他の道路に面する側にあつては1m以上とする。	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、工作物を設置してはならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。 ③広告物について、以下のとおりとする。 イ. 街並みとの調和に配慮し、刺激の強い配色は避ける。 ロ. 屋上については、壁面やペントハウスと位置を揃えるなど、建物と一体的に見えるよう工夫するものとする。 ハ. 地盤面からの高さは24mを超えてはならない。	
	建築物の緑化率の最低限度	-	
垣又は柵の構造の制限	①垣又は柵については、にぎわいとろいのある環境形成に配慮して、透視可能なものとする。生垣や植え込み等を基本として、フェンス等の設置は必要最小限に努めることとする。(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。 ②都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側において、建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、門、塀、垣又は柵などを設置してはならない(法令等により設置が義務づけられているものを除く)。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	沿道地区
		区分面積	約33.2ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。</p> <p>①マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券販売所その他これらに類するもの</p> <p>②畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>③風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項、第9項に規定する営業の用に供するもの</p> <p>都市計画道路3・4・27号松森高田線あるいは3・4・28号上谷地内田線に4m以上接しない敷地にあつては、うるおい誘導地区における用途の制限についても適用する。</p>	
	建築物等の高さの制限	<p>①建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。</p> <p>②建築物等の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。</p>	
	建築物の敷地面積の最小限度	<p>建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。</p> <p>ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。</p>	
	建築物等の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。</p>	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	-	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。</p> <p>③広告物について、以下のとおりとする。</p> <p>イ. 原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>ロ. ネオン、回転灯、LEDなどによる点滅あるいは明滅をくりかえすものは設置してはならない。 (車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ. 独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。</p> <p>ニ. 原則として自己の用に供するものとする。</p>	
	建築物の緑化率の最低限度	<p>建築物の緑化率の最低限度は3%とする。</p>	
	垣又は柵の構造の制限	<p>垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	うるおい誘導地区
		区分面積	約55.7ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物及びこれらに類するものは、建築してはならない。</p> <p>①店舗、飲食店その他これらに類するもの(床面積の合計が500㎡を超えるもの)</p> <p>②ホテル又は旅館</p> <p>③運動施設(建築基準法別表第二(に)項第3号に掲げるもの)</p> <p>④建築物に附属する自動車車庫(3階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が3,000㎡を超えるもの)</p> <p>⑤畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>⑥危険物の貯蔵又は処理に供するもの(3階以上の部分にあるもの又は床面積の合計が1,500㎡を超えるもの)</p>	
	建築物等の高さの制限	<p>①建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。</p> <p>②建築物等の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。</p>	
	建築物の敷地面積の最小限度	<p>建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。</p> <p>ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。</p>	
	建築物等の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。</p>	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	-	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着きのある色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。</p> <p>③広告物について、以下のとおりとする。</p> <p>イ. 原色の多用を避けて落ち着きのある色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>ロ. ネオン、回転灯、LEDなどによる点滅あるいは明滅をくりかえすものは設置してはならない。 (車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ. 独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。</p> <p>ニ. 原則として自己の用に供するものとする。</p>	
	建築物の緑化率の最低限度	<p>建築物の緑化率の最低限度は5%とする。</p>	
垣又は柵の構造の制限	<p>垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。</p>		
備考	<p>1. 次に掲げる建築物及びその敷地については、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地</p> <p>(2) 市長が区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する上で支障がないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>2. 当該地区計画施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地における増築又は改築で、市長がやむを得ないと認めるものについて、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p>		

「区域図は計画図表示のとおり」

理由

土地区画整理事業の進捗に伴い、地区整備計画の一部を変更するものである。

八戸都市計画地区計画の変更(八戸市決定)

新旧対照表

八戸都市計画八戸駅西地区計画を次のように変更する。

		新	旧
名称		八戸駅西地区計画	八戸駅西地区計画
位置		八戸市大字尻内町字根市内矢沢、字三条目、 字法霊、字内田、字メヅ河原 の全部 大字尻内町字矢沢、字鼠田、字中崎、 字明戸、字人形場、字内矢沢、 字鴨ヶ池、字上谷地、字高田、 字中道、字中根市、字下根市、 字張田、字直田、字館田、 字新井田新田の各一部 大字櫛引 字鮫ノ口、字高田の各一部 大字長苗代字上碓田、字天狗柳の各一部	八戸市大字尻内町字根市内矢沢、字三条目、 字法霊、字内田、字メヅ河原 の全部 大字尻内町字矢沢、字鼠田、字中崎、 字明戸、字人形場、字内矢沢、 字鴨ヶ池、字上谷地、字高田、 字中道、字中根市、字下根市、 字張田、字直田、字館田、 字新井田新田の各一部 大字櫛引 字鮫ノ口、字高田の各一部 大字長苗代字上碓田、字天狗柳の各一部
面積		約 96.7ha	約 96.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地から西方約5kmに位置し、地区の北側に国道454号、地区の中央に一級河川浅水川が東西に流れ、八戸市の玄関口である東北新幹線八戸駅の西側に隣接した区域である。</p> <p>現在、「人が集まり、歩くことが楽しいと感じるまちづくり」をテーマとして、土地区画整理事業による基盤整備が進められ、広域的なゲートとしてふさわしい土地の有効利用が求められている。</p> <p>また、地区内には小学校、中学校、児童館、幼稚園、保育園、更に地区に隣接して高等学校が立地する文教地区となっており、健全で良好な環境づくりが必要である。</p> <p>このため、本地区計画により交通結節点機能を活かした観光・商業・業務の活気あふれる場の創出を図るとともに、魅力あるまちづくりの実現に向けて建築物等の適切な配置及び立地誘導を図り、ゆとりとうるおいのある環境形成に資することを目標とする。</p>	<p>本地区は、中心市街地から西方約5kmに位置し、地区の北側に国道454号、地区の中央に一級河川浅水川が東西に流れ、八戸市の玄関口である東北新幹線八戸駅の西側に隣接した区域である。</p> <p>現在、「人が集まり、歩くことが楽しいと感じるまちづくり」をテーマとして、土地区画整理事業による基盤整備が進められ、広域的なゲートとしてふさわしい土地の有効利用が求められている。</p> <p>また、地区内には小学校、中学校、児童館、幼稚園、保育園、更に地区に隣接して高等学校が立地する文教地区となっており、健全で良好な環境づくりが必要である。</p> <p>このため、本地区計画により交通結節点機能を活かした観光・商業・業務の活気あふれる場の創出を図るとともに、魅力あるまちづくりの実現に向けて建築物等の適切な配置及び立地誘導を図り、ゆとりとうるおいのある環境形成に資することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、広域的な交流拠点としての機能を充実させるとともに、水と緑に恵まれた環境の整備・保全を図り、健全で活力のある市街地の形成を図る。</p> <p>①駅西センター地区</p> <p>交通結節点としての立地を活かした観光・商業・業務・サービス機能を導入するとともに、人が集まり歩くことが楽しいと感じる空間を創出するため、シンボルロードからの車両乗り入れをせず連続性のある歩行者空間の確保を図る地区</p>	<p>本地区は、広域的な交流拠点としての機能を充実させるとともに、水と緑に恵まれた環境の整備・保全を図り、健全で活力のある市街地の形成を図る。</p> <p>①駅西センター地区</p> <p>交通結節点としての立地を活かした観光・商業・業務・サービス機能を導入するとともに、人が集まり歩くことが楽しいと感じる空間を創出するため、シンボルロードからの車両乗り入れをせず連続性のある歩行者空間の確保を図る地区</p>

		<p>②沿道地区        周辺の居住環境と調和し、大規模な店舗や事務所などの立地にも配慮した良好な環境の形成を図る地区</p> <p>③うるおい誘導地区        周辺との調和に配慮し、豊かな緑とゆとりを実感できる快適な居住環境の形成を図る地区</p>	<p>②沿道地区        周辺の居住環境と調和し、大規模な店舗や事務所などの立地にも配慮した良好な環境の形成を図る地区</p> <p>③うるおい誘導地区        周辺との調和に配慮し、豊かな緑とゆとりを実感できる快適な居住環境の形成を図る地区</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>八戸駅の広域ゲート機能を活かした都市拠点として、観光・商業・業務・サービス等の機能集積を促進し、安全性や快適性及び街並みの景観に配慮した都市環境の形成を進めるため、調和のとれた街並みと開放的なスカイラインを確保して、緑豊かなゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>また、都市計画道路3・1・1号駅西中央通り線沿線では、シンボルロードとして良好な歩行者空間を確保するとともに、周辺との調和に配慮した賑わいと活気のある環境の形成を図る。</p>	<p>八戸駅の広域ゲート機能を活かした都市拠点として、観光・商業・業務・サービス等の機能集積を促進し、安全性や快適性及び街並みの景観に配慮した都市環境の形成を進めるため、調和のとれた街並みと開放的なスカイラインを確保して、緑豊かなゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>また、都市計画道路3・1・1号駅西中央通り線沿線では、シンボルロードとして良好な歩行者空間を確保するとともに、周辺との調和に配慮した賑わいと活気のある環境の形成を図る。</p>

八戸駅西地区計画 新旧対照表

			新	旧
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	駅西センター地区	駅西センター地区
		区分面積	約7.8ha	約7.8ha
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。</p> <p>①マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>②自動車教習所</p> <p>③倉庫業 <u>を営む</u> 倉庫</p> <p>④畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>⑤工場(建築基準法別表第二(と)項第2号 <u>及び</u> 第3号、<u>(ぬ)</u>項第3号、<u>並びに</u>(る)項第1号に掲げるもの)</p> <p>⑥危険物の貯蔵 <u>又は</u> 処理 <u>に供するもの</u> (建築基準法別表第二(と)項第4号に掲げるもの)</p> <p>⑦都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線、3・4・27号松森高田線 <u>又は</u> 3・4・28号上谷地内田線 <u>に接する敷地内の建築物で当該道路に面する部分を</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項 <u>又は</u> 第9項に規定する営業の用に供するもの</p> <p>⑧都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に <u>接する敷地内の建築物で1階部分のうち当該道路に面する部分を</u> 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 <u>又は建築物に附属しない</u> 自動車車庫の用に供するもの</p>	<p>次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。</p> <p>①マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>②自動車教習所</p> <p>③倉庫業倉庫</p> <p>④畜舎(15㎡を超えるもの)</p> <p>⑤工場(建築基準法別表第二(と)項第2号、第3号、<u>(り)</u>項第3号、<u>(ぬ)</u>項第1号に掲げるもの)</p> <p>⑥危険物の貯蔵・処理 <u>施設</u> (建築基準法別表第二(と)項第4号に掲げるもの)</p> <p>⑦都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線、3・4・27号松森高田線 <u>あるいは</u> 3・4・28号上谷地内田線 <u>に面する側において</u>、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項、第9項に規定する <u>風俗</u> 営業の用に供するもの</p> <p>⑧都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に <u>面する部分での1階部分が</u> 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 <u>及び</u> 自動車車庫の用に供するもの</p>
		建築物等の高さの制限	建築物等の高さの最高限度は24m以下とする。	建築物等の高さの最高限度は24m以下とする。
建築物の敷地面積の最小限度	<p>建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。</p> <p>ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。</p>	<p>建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。</p> <p>ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。</p>		
建築物等の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から <u>道路境界線まで</u> の距離は、以下のとおりとする。</p> <p>①都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側に <u>あつては0.5m以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</u></p> <p>イ. <u>地階を除く階数が2以上の建築物について平屋建ての部分を除く1階部分</u></p> <p>ロ. <u>建築物に附属する自動車車庫</u></p> <p>ハ. <u>床面積の合計が50㎡以内の平屋建ての附属建築物</u></p> <p>②その他の道路に面する <u>側にあつて</u> は1m以上 <u>とする。</u></p>	<p>建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面からの距離は、以下のとおりとする。</p> <p>①都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側について</p> <p>イ. <u>建築物の1階の壁面は、道路境界線から2.0m</u></p> <p>ロ. <u>1階の外壁の前面に柱を設置する場合は、道路境界線から0.5mまでの部分に設置する。</u></p> <p>ハ. <u>建築物の2階部分における外壁面もしくは軒の出の全部について、道路境界線からの垂線上に揃えるものとする。</u></p> <p>二. <u>上記規定により前面道路境界線から後退した部分の地盤面と天井部分との高さの最低限度は</u></p>		

		<p style="text-align: center;"><u>3. 5m.</u></p> <p>②その他の道路に面する <u>境界線</u>については1m以上。</p>
壁面後退区域における工作物の設置の制限	建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、工作物を設置してはならない。	建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、工作物を設置してはならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとす。</p> <p>②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。</p> <p>③広告物について、以下のとおりとする。</p> <p>イ. 街並みとの調和に配慮し、刺激の強い配色は避ける。</p> <p>ロ. 屋上については、壁面やペントハウスと位置を揃えるなど、建物と一体的に見えるよう工夫するものとする。</p> <p>ハ. 地盤面からの高さは24mを超えてはならない。</p>	<p>①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとす。</p> <p>②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。</p> <p>③広告物について、以下のとおりとする。</p> <p>イ. 街並みとの調和に配慮し、刺激の強い配色は避ける。</p> <p>ロ. 屋上については、壁面やペントハウスと位置を揃えるなど、建物と一体的に見えるよう工夫するものとする。</p> <p>ハ. 地盤面からの高さは24mを超えてはならない。</p>
建築物の緑化率の最低限度	-	-
垣又は柵の構造の制限	<p>①垣又は柵については、にぎわいとるおいのある環境形成に配慮して、透視可能なものとする。生垣や植え込み等を基本として、フェンス等の設置は必要最小限に努めることとする。(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。</p> <p>②都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側において、建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、門、塀、垣又は柵などを設置してはならない(法令等により設置が義務づけられているものを除く)。</p>	<p>①垣又は柵については、にぎわいとるおいのある環境形成に配慮して、透視可能なものとする。生垣や植え込み等を基本として、フェンス等の設置は必要最小限に努めることとする。(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。</p> <p>②都市計画道路3・1・1号八戸駅西中央通り線に面する側において、建築物等の壁面の位置の制限における①によってできた区域については、門、塀、垣又は柵などを設置してはならない(法令等により設置が義務づけられているものを除く)。</p>

			新	旧	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の	名称	沿道地区	沿道地区
		区分	面積	約33.2ha	約33.2ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。 ①マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券販売所その他これらに類するもの ②畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの) ③風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項、第9項に規定する営業の用に供するもの  都市計画道路3・4・27号松森高田線あるいは3・4・28号上谷地内田線に4m以上接しない敷地にあっては、うるおい誘導地区における用途の制限についても適用する。	次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。 ①マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券販売所その他これらに類するもの ②畜舎(15㎡を超えるもの) ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項、第9項に規定する風俗営業の用に供する建築物  ただし、都市計画道路3・4・27号松森高田線あるいは3・4・28号上谷地内田線に4m以上接しない敷地において は、うるおい誘導地区における用途の制限を適用する。	
		建築物等の高さの制限	①建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。 ②建築物等の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。	建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。 ただし、建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。	
		建築物の敷地面積の最小限度	建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。 ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。	建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。 ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。	
		建築物等の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。	建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。	
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	-	-	
建築物等の形態又は意匠の制限	①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。 ③広告物について、以下のとおりとする。 イ. 原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ロ. ネオン、回転灯、LED などによる点滅あるいは明滅をくりかえすものは設置してはならない。	①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。 ③広告物について、以下のとおりとする。 イ. 原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ロ. ネオン、回転灯、LED などによる点滅あるいは明滅をくりかえすものは設置してはならない。			

		<p>(車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ. 独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。</p> <p>ニ. 原則として自己の用に供するものとする。</p>	<p>(車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ. 独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。</p> <p>ニ. 原則として自己の用に供するものとする。</p>
	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は3%とする。	建築物の緑化率の最低限度は3%とする。
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。	垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。

			新	旧
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	うるおい誘導地区	うるおい誘導地区
		区分面積	約55.7ha	約55.7ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに類するものは、建築してはならない。 ①店舗、飲食店その他これらに類するもの <u>(床面積の合計が500㎡を超えるもの)</u> ②ホテル <u>又は</u> 旅館 ③運動施設(建築基準法別表第二(に)項第3号に掲げるもの) ④建築物に附属 <u>する</u> 自動車庫 (3階以上の部分 <u>にあるもの又は床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</u> ) ⑤畜舎( <u>床面積の合計が15㎡を超えるもの</u> ) ⑥危険物の貯蔵 <u>又は</u> 処理 <u>に供するもの</u> (3階以上の部分 <u>にあるもの又は床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</u> )	次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。 ①店舗、飲食店その他これらに類するもの (500㎡を超えるもの) ②ホテル、 <u>旅館</u> ③運動施設(建築基準法別表二(に)項第3号に掲げるもの) ④建築物附属自動車庫 (3階以上の部分 <u>あるいは</u> 3,000㎡を超えるもの) ⑤畜舎(15㎡を超えるもの) ⑥危険物の貯蔵・処理 <u>施設</u> (3階以上の部分 <u>あるいは</u> 1,500㎡を超えるもの)	
	建築物等の高さの制限	①建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。 ②建築物等の各部分の高さは、当該部分から <u>敷地</u> 境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。	建築物等の高さの最高限度は18m以下とする。 <u>ただし</u> 、建築物の各部分の高さは、当該部分から <u>隣地</u> 境界線までの水平距離に10メートルを加えた高さを超えないものとする。	
	建築物の敷地面積の最小限度	建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。 ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。	建築物の敷地面積の最小限度は165㎡とする。 ただし、仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃貸借その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りではない。	
	建築物等の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。	建築物の外壁、 <u>又は</u> これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	-	-	
建築物等の形態又は意匠の制限	①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。 ③広告物について、以下のとおりとする。 イ. 原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ロ. ネオン、回転灯、LED などによる点滅あるいは明	①建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ②室外設備等は、公共空間から目立たない場所に設置、又は周辺環境と調和するよう修景措置に配慮すること。 ③広告物について、以下のとおりとする。 イ. 原色の多用を避けて落ち着いた色調とし、街並みとの調和に配慮したものとする。 ロ. ネオン、回転灯、LED などによる点滅あるいは明		

		<p>滅をくりかえすものは設置してはならない。  (車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ、独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。  ニ、原則として自己の用に供するものとする。</p>	<p>滅をくりかえすものは設置してはならない。  (車両の出入り等に伴う安全のための注意喚起や、イベント等により時期を限定して設置されるもので、輝度や点滅あるいは明滅速度を抑えたものを除く。)</p> <p>ハ、独立のものは地盤面からの高さ10m、その他のものは建築物の高さを超えてはならない。  ニ、原則として自己の用に供するものとする。</p>
	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は5%とする。	建築物の緑化率の最低限度は5%とする。
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。	垣又は柵の設置については、必要最小限度に努め、緑とうるおいのある環境形成に配慮して生垣又はフェンス等透視可能なものとする(法令等により設置を義務づけられている物を除く)。
備考		<p>1. 次に掲げる建築物及びその敷地については、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地</p> <p>(2) 市長が区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する上で支障がないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>2. 当該地区計画施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地における増築又は改築で、市長がやむを得ないと認めるものについて、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p>	<p>1. 次に掲げる建築物及びその敷地については、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地</p> <p>(2) 市長が区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する上で支障がないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>2. 当該地区計画施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地における増築又は改築で、市長がやむを得ないと認めるものについて、地区整備計画の全部又は一部を適用しない。</p>

# 変更理由書

## 八戸都市計画地区計画の変更について

### ○地区計画を変更する地区、面積

八戸駅西地区計画 約 96.7ha

### ○変更理由

八戸駅西地区は、平成 9 年 12 月 5 日に認可を得て土地区画整理事業が進められており、事業の進捗に合わせ、平成 18 年 3 月 15 日に事業計画の土地利用計画に整合した用途地域に変更した。また用途地域の変更に合わせて、無秩序な建築行為を抑制することを目的として、現在の地区計画を平成 18 年 7 月 21 日に定めた。

今回、土地区画整理事業の進捗に伴い、駅西センター地区での建築行為が可能となることから、地区計画の確実な実行のために建築基準法第 68 条の 2 の規定に基づき、八戸駅西地区計画を新たに条例化するため、地区整備計画の一部を変更するものである。

字名一覧表

変更する都市計画の種類	追加される土地の区域	変更される土地の区域
<p>地区計画 (八戸駅西地区計画)</p>	<p>—</p>	<p>八戸市大字尻内町字根市内矢沢、字三条目、字法霊、 字内田、字メドツ河原の全部 大字尻内町字矢沢、字鼠田、字中崎、字明戸、 字人形場、字内矢沢、字鴨ヶ池、 字上谷地、字高田、字中道、字中根市、 字下根市、字張田、字直田、字館田、 字新井田新田の各一部 大字櫛引 字鮫ノ口、字高田の各一部 大字長苗代字上碓田、字天狗柳の各一部</p>

## 都市計画の策定の経緯の概要

### 八戸都市計画八戸駅西地区計画の変更

事 項	時 期	備 考
県への事前協議	平成 29 年 11 月 15 日	
説明会	平成 30 年 1 月 18 日	
計画案の縦覧	平成 30 年 1 月 19 日 から (2 週間) 平成 30 年 2 月 1 日 まで	
八戸市都市計画審議会	平成 30 年 2 月 14 日	
決定告示	平成 30 年 4 月 1 日	八戸市告示第 139 号

# 八戸都市計画図（八戸市）

都市計画道路一覧表

番号	路線名	幅員(m)	延長(km)
3-1-1	東野下道	22	4.050
3-1-2	八戸駅前道	22	4.100
3-1-3	工業道	30	4.800
3-1-4	通河内道	30	4.300
3-1-5	通河内道	30	4.300
3-1-6	砂下道	24	21.000
3-1-7	通河内道	30	4.300
3-1-8	通河内道	30	4.300
3-1-9	通河内道	30	4.300
3-1-10	通河内道	30	4.300
3-1-11	通河内道	30	4.300
3-1-12	通河内道	30	4.300
3-1-13	通河内道	30	4.300
3-1-14	通河内道	30	4.300
3-1-15	通河内道	30	4.300
3-1-16	通河内道	30	4.300
3-1-17	通河内道	30	4.300
3-1-18	通河内道	30	4.300
3-1-19	通河内道	30	4.300
3-1-20	通河内道	30	4.300
3-1-21	通河内道	30	4.300
3-1-22	通河内道	30	4.300
3-1-23	通河内道	30	4.300
3-1-24	通河内道	30	4.300
3-1-25	通河内道	30	4.300
3-1-26	通河内道	30	4.300
3-1-27	通河内道	30	4.300
3-1-28	通河内道	30	4.300
3-1-29	通河内道	30	4.300
3-1-30	通河内道	30	4.300
3-1-31	通河内道	30	4.300
3-1-32	通河内道	30	4.300
3-1-33	通河内道	30	4.300
3-1-34	通河内道	30	4.300
3-1-35	通河内道	30	4.300
3-1-36	通河内道	30	4.300
3-1-37	通河内道	30	4.300
3-1-38	通河内道	30	4.300
3-1-39	通河内道	30	4.300
3-1-40	通河内道	30	4.300
3-1-41	通河内道	30	4.300
3-1-42	通河内道	30	4.300
3-1-43	通河内道	30	4.300
3-1-44	通河内道	30	4.300
3-1-45	通河内道	30	4.300
3-1-46	通河内道	30	4.300
3-1-47	通河内道	30	4.300
3-1-48	通河内道	30	4.300
3-1-49	通河内道	30	4.300
3-1-50	通河内道	30	4.300
3-1-51	通河内道	30	4.300
3-1-52	通河内道	30	4.300
3-1-53	通河内道	30	4.300
3-1-54	通河内道	30	4.300
3-1-55	通河内道	30	4.300
3-1-56	通河内道	30	4.300
3-1-57	通河内道	30	4.300
3-1-58	通河内道	30	4.300
3-1-59	通河内道	30	4.300
3-1-60	通河内道	30	4.300
3-1-61	通河内道	30	4.300
3-1-62	通河内道	30	4.300
3-1-63	通河内道	30	4.300
3-1-64	通河内道	30	4.300
3-1-65	通河内道	30	4.300
3-1-66	通河内道	30	4.300
3-1-67	通河内道	30	4.300
3-1-68	通河内道	30	4.300
3-1-69	通河内道	30	4.300
3-1-70	通河内道	30	4.300
3-1-71	通河内道	30	4.300
3-1-72	通河内道	30	4.300
3-1-73	通河内道	30	4.300
3-1-74	通河内道	30	4.300
3-1-75	通河内道	30	4.300
3-1-76	通河内道	30	4.300
3-1-77	通河内道	30	4.300
3-1-78	通河内道	30	4.300
3-1-79	通河内道	30	4.300
3-1-80	通河内道	30	4.300
3-1-81	通河内道	30	4.300
3-1-82	通河内道	30	4.300
3-1-83	通河内道	30	4.300
3-1-84	通河内道	30	4.300
3-1-85	通河内道	30	4.300
3-1-86	通河内道	30	4.300
3-1-87	通河内道	30	4.300
3-1-88	通河内道	30	4.300
3-1-89	通河内道	30	4.300
3-1-90	通河内道	30	4.300
3-1-91	通河内道	30	4.300
3-1-92	通河内道	30	4.300
3-1-93	通河内道	30	4.300
3-1-94	通河内道	30	4.300
3-1-95	通河内道	30	4.300
3-1-96	通河内道	30	4.300
3-1-97	通河内道	30	4.300
3-1-98	通河内道	30	4.300
3-1-99	通河内道	30	4.300
3-1-100	通河内道	30	4.300

都市計画公園一覧表

番号	公園名	面積(ha)	備考
2-2-1	公園1号	0.81	
2-2-2	公園2号	0.81	
2-2-3	公園3号	0.81	
2-2-4	公園4号	0.81	
2-2-5	公園5号	0.81	
2-2-6	公園6号	0.81	
2-2-7	公園7号	0.81	
2-2-8	公園8号	0.81	
2-2-9	公園9号	0.81	
2-2-10	公園10号	0.81	
2-2-11	公園11号	0.81	
2-2-12	公園12号	0.81	
2-2-13	公園13号	0.81	
2-2-14	公園14号	0.81	
2-2-15	公園15号	0.81	
2-2-16	公園16号	0.81	
2-2-17	公園17号	0.81	
2-2-18	公園18号	0.81	
2-2-19	公園19号	0.81	
2-2-20	公園20号	0.81	
2-2-21	公園21号	0.81	
2-2-22	公園22号	0.81	
2-2-23	公園23号	0.81	
2-2-24	公園24号	0.81	
2-2-25	公園25号	0.81	
2-2-26	公園26号	0.81	
2-2-27	公園27号	0.81	
2-2-28	公園28号	0.81	
2-2-29	公園29号	0.81	
2-2-30	公園30号	0.81	
2-2-31	公園31号	0.81	
2-2-32	公園32号	0.81	
2-2-33	公園33号	0.81	
2-2-34	公園34号	0.81	
2-2-35	公園35号	0.81	
2-2-36	公園36号	0.81	
2-2-37	公園37号	0.81	
2-2-38	公園38号	0.81	
2-2-39	公園39号	0.81	
2-2-40	公園40号	0.81	
2-2-41	公園41号	0.81	
2-2-42	公園42号	0.81	
2-2-43	公園43号	0.81	
2-2-44	公園44号	0.81	
2-2-45	公園45号	0.81	
2-2-46	公園46号	0.81	
2-2-47	公園47号	0.81	
2-2-48	公園48号	0.81	
2-2-49	公園49号	0.81	
2-2-50	公園50号	0.81	
2-2-51	公園51号	0.81	
2-2-52	公園52号	0.81	
2-2-53	公園53号	0.81	
2-2-54	公園54号	0.81	
2-2-55	公園55号	0.81	
2-2-56	公園56号	0.81	
2-2-57	公園57号	0.81	
2-2-58	公園58号	0.81	
2-2-59	公園59号	0.81	
2-2-60	公園60号	0.81	
2-2-61	公園61号	0.81	
2-2-62	公園62号	0.81	
2-2-63	公園63号	0.81	
2-2-64	公園64号	0.81	
2-2-65	公園65号	0.81	
2-2-66	公園66号	0.81	
2-2-67	公園67号	0.81	
2-2-68	公園68号	0.81	
2-2-69	公園69号	0.81	
2-2-70	公園70号	0.81	
2-2-71	公園71号	0.81	
2-2-72	公園72号	0.81	
2-2-73	公園73号	0.81	
2-2-74	公園74号	0.81	
2-2-75	公園75号	0.81	
2-2-76	公園76号	0.81	
2-2-77	公園77号	0.81	
2-2-78	公園78号	0.81	
2-2-79	公園79号	0.81	
2-2-80	公園80号	0.81	
2-2-81	公園81号	0.81	
2-2-82	公園82号	0.81	
2-2-83	公園83号	0.81	
2-2-84	公園84号	0.81	
2-2-85	公園85号	0.81	
2-2-86	公園86号	0.81	
2-2-87	公園87号	0.81	
2-2-88	公園88号	0.81	
2-2-89	公園89号	0.81	
2-2-90	公園90号	0.81	
2-2-91	公園91号	0.81	
2-2-92	公園92号	0.81	
2-2-93	公園93号	0.81	
2-2-94	公園94号	0.81	
2-2-95	公園95号	0.81	
2-2-96	公園96号	0.81	
2-2-97	公園97号	0.81	
2-2-98	公園98号	0.81	
2-2-99	公園99号	0.81	
2-2-100	公園100号	0.81	

凡例

用途地域	建ぺ率	容積率
第一種低層住居専用地域	5/10	15/10
第二種低層住居専用地域	5/10	8/10
第一種中高層住居専用地域	6/10	20/10
第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10
第一種住居地域	6/10	20/10
第二種住居地域	6/10	20/10
準住居地域	6/10	20/10
近隣商業地域	8/10	20/10
商業地域	8/10	40/10
準商業地域	8/10	60/10
準工業地域	6/10	20/10
工業地域	6/10	20/10
工業専用地域	6/10	20/10
無指定	6/10	20/10

都市計画道路

公園・緑地・墓園

防火地域

準防火地域

臨港利用地区

高度利用地区

高度地区

特別用途地区

地区計画

人口集中地区(H22)

調整池

ポンプ場

処理場

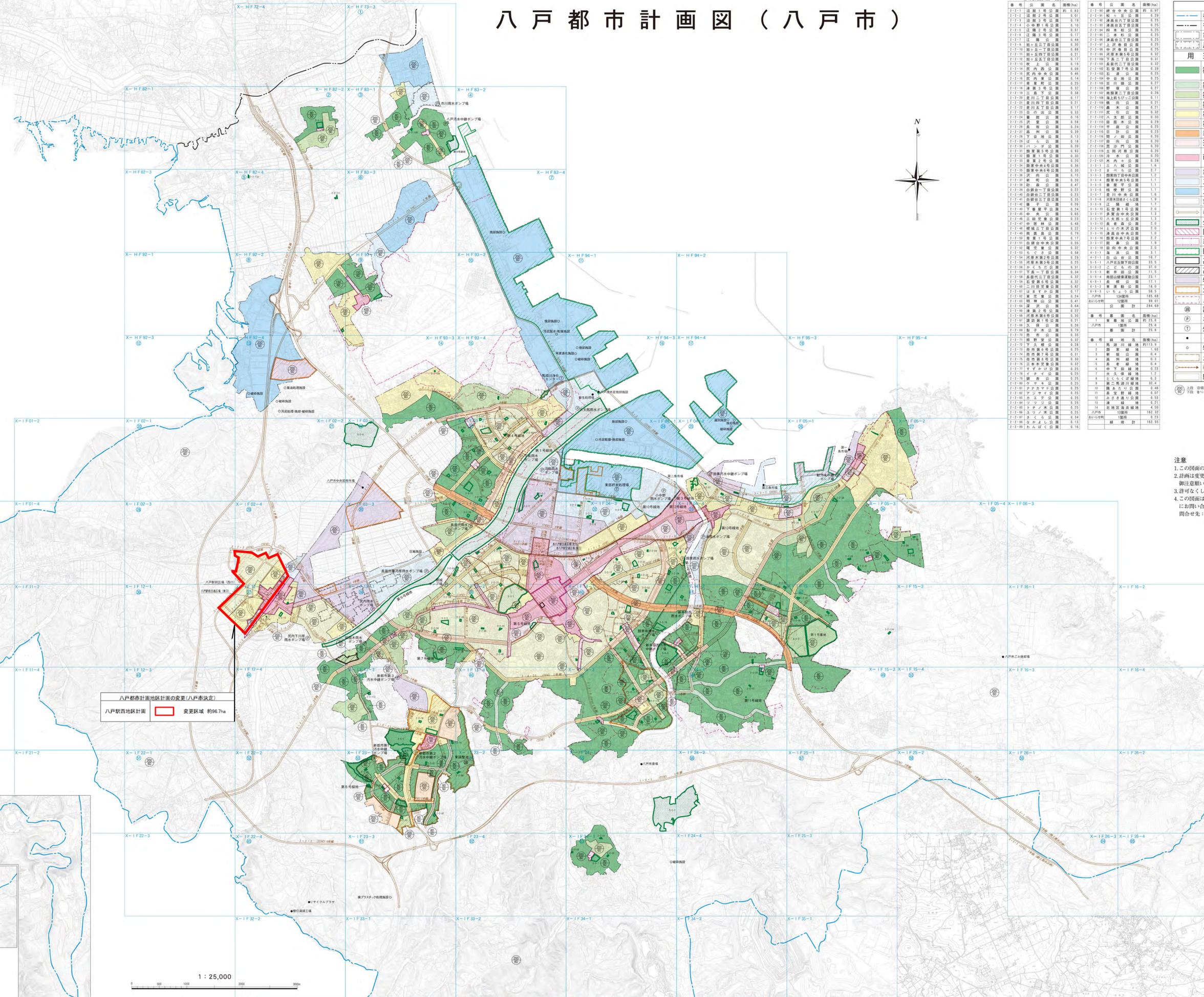
その他の都市施設

特定行政庁の許可

土地区画整理事業

都市高速鉄道

駅前(交通)広場



八戸都市計画地区計画の変更(八戸市決定)  
八戸駅西地区計画 変更区域 約96.7ha

広場一覧表

広場名	面積(m <sup>2</sup> )
八戸駅前広場	10,000
八戸駅前交通広場	5,000
八戸駅前交通広場	900
八戸駅前交通広場	3,000
計	16,000

1 : 25,000

注意

- この図面の都市計画は平成29年3月現在のものです。
- 計画は変更することがありますので御利用に当たっては御注意願います。
- 許可なくして複製することを禁じます。
- この図面は概略図ですので詳細については八戸市にお問い合わせください。

問合せ先：都市政策課  
電話 0178-43-9420 (直通)  
FAX 0178-41-2302